

平取町電子納品の手引き（案）【委託編】の概要版

1. 電子納品で対象とする案件

原則として、全ての委託に関する案件を対象とする

※「発注者からの指示があった場合」、「特記仕様書に記載があった場合」等においては、受発注者協議のうえ、電子納品対象外とする。

2. 手引き(案)の基本方針

- フォルダ名称やファイル名称は日本語を利用する。
- 電子納品作成支援ツールを使用せずに作成が可能である。
- 国土交通省の要領・基準類による電子納品は不可とする。ただし、デジタル写真管理情報基準に準拠した納品は可能とする。
- 対象とする事業分野は、一般土木、電気通信設備、機械設備工事、建築、農業、林業、上下水道である。

3. 成果品

「平取町電子納品の手引き（案）委託編」に従い電子納品を行う場合は下記を納品する。

- 電子媒体（CD-RまたはDVD-R）× 1枚（電子データ）
- 電子媒体納品書× 1枚（紙）

また、納品する成果については、下表に示す通りとなる。

No	書類名	紙	電子データ	ファイル形式
1	委託概要	×	○ 【必須】	・エクセルファイル形式
2	報告書	△ (※1)	○ 【必須】	・PDF形式 ・オリジナルファイル形式
3	図面	○ (1部)	○ 【必須】	<CADデータ> ・SXF(SFC)形式 ・CADオリジナルファイル形式 ・PDF形式 <図面管理情報> ・エクセルファイル形式 ・CADソフト情報
4	写真	△ (※1)	○ 【必須】	・JPEG形式、TXT形式、BMP形式
5	打合せ簿	○ (※1) (1部)	×	電子データは電子納品対象外
6	その他資料(※2)	○ (※1) (1部)	×	電子データは電子納品対象外(任意提出可)
7	事前協議チェックシート	○ (1部)	×	(電子納品対象案件の時は、提出必須)
8	電子媒体納品書	○ (1部)	×	(電子納品対象案件の時は、提出必須)
9	電子成果品事前チェックシート	○ (1部)	×	(電子納品対象案件の時は、提出必須)

※1:「紙の成果品」の納品と部数については受発注者協議のうえ決定

※2:「紙の成果品」による提出とするが、電子データを納品することも可能(協議)